

<様式1>

岡山県立岡山盲学校 いじめ問題対策基本方針

平成30年4月 改訂

いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法 第二条)

いじめに関する現状と課題

- ・昨年度の本校のいじめの認知件数は1件であり、発端は生徒同士のコミュニケーション不足や互いの視覚障害に対する理解不足など、誤解から生じた事案であった。昨年度以前より、多様な実態の児童生徒同士のコミュニケーション不足などを基盤に、意図せず相手に心身の苦痛を感じさせてしまうことによるトラブルや悩みを訴えるケースも増加している。また、近年、携帯電話やスマートフォンの利用が増加しており、情報モラルの低下も懸念されている。
- ・現在、生活指導係を中心にいじめ問題への対応を行っているが、未然防止の取り組みをより強く推進するためには、他の分掌組織とも連携して、学校をあげた横断的な取り組みを行う必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対処のために、教職員や保護者などが児童生徒の小さな変化に気付く力を高め、小さな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、教職員が連携した組織的な対応を行うことが必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取り組みを推進するため、いじめ対策委員会には、校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事等が参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題解決のための取り組みを行う。また、児童生徒のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に、情報係が中心となって、校内研修や児童生徒への情報モラルについての教育の推進を図る。
- ・いじめの未然防止に向けた児童生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- ・いじめの早期発見のために、各学期にアンケートを実施する。そこで得られた必要な情報は教職員間で共有する。

<重点となる取り組み>

- ・児童生徒のSNS等インターネットの利用実態を踏まえ、各学年において児童生徒の実態に応じた情報モラルに関する指導を計画的に実施する。
- ・高等部生活委員会が中心となって「いじめ防止スローガン」を作成し、啓発することによって、いじめを許さず、自分たちで進んで解決しようとする意識を高める。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・基本方針の内容を保護者や地域の方が確認できるように学校のホームページに掲載する。
- ・基本方針をPTA総会で説明し、学校のいじめ問題への取り組みについて保護者の参画を得た方針にするとともに、家庭の協力を求める。
- ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発をする。
- ・学校便りなどに、いじめ問題の相談窓口や教育相談窓口等の紹介を掲載し、相談やすい環境を整える。
- ・保護者は、児童生徒に対する教育について、第一義的責任を有しており、学校や地域と連携し、人間形成の基礎となる力を育み、いじめの未然防止、早期発見、解消等の対策に参加し、協力する必要がある。

学 校

いじめ対策委員会

<対策委員会の役割>

- ・基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応

<対策委員会の開催時期>

- ・年2回開催(事案発生時にはその限りではない)

<対策委員会の内容の教職員への伝達>

- ・いじめ事案発生時には、次回の職員会議で全教職員に周知する。緊急の場合は朝礼等で伝達する。

<構成メンバー>

- ・校外
スクールカウンセラー、岡山県青少年総合相談センター、岡山県立大学准教授 等
- ・校内
校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事等

全 教 职 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

- ・県教育委員会
- ・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ(SSW等)の派遣

<学校側の窓口>

- ・生活課担当教頭

<連携機関名>

- ・岡山県青少年総合相談センター、岡山県立大学

<連携の内容>

- ・情報交換

<研修>

<学校側の窓口>

- ・生活課担当教頭

<連携機関名>

- ・岡山中央警察署

<連携の内容>

- ・定期的な情報交換、連絡会議の開催

<学校側の窓口>

- ・生活課担当教頭

学 校 が 実 施 す る 取 り 組 み

① いじめ防止の取り組み	(生活目標) ・学校生活目標をいじめ防止に関するものに定め、学校全体でいじめ防止に取り組む気運を高める。 (教職員研修) ・教職員の資質能力向上のため、いじめの背景となりえる情報モラルや発達障害、性同一性障害などの研修を行う。 (委員会活動) ・高等部においては、各学期毎の「いじめ防止スローガン」を生徒自らが考え、啓発することにより、生徒自身でいじめ防止の意識を高めるための取り組みを進める。 (居場所づくり) ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 (情報モラル教育) ・各学年において、ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、生徒の実態に合わせて行う。
	(実態把握) ・児童生徒の実態把握のために「学校生活に関するアンケート」を各学期ごとに実施する。また、年3回の教育相談の中で、児童生徒の生活の様子を十分に把握し、いじめの徴候がある場合の早期発見に努める。 (相談体制の確立) ・相談担当の教職員を児童生徒に周知すると同時に、全ての教職員・寄宿舎指導員が児童生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 (情報共有) ・児童生徒の気になる変化や行為があつた場合、担任や生活指導係に伝えると共に、各部会や寄宿舎部会等で連絡し、教職員間で情報の共有ができる体制をつくる。 (家庭への啓発) ・積極的ないじめの認知につながるよう、保護者懇談等において家庭と学校での児童生徒の様子を情報共有し、必要に応じて積極的に児童生徒を観察するようにアドバイスをし、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③ いじめへの対処	(いじめの有無の確認) ・本校児童生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり、小さな兆候であってもいじめが疑われたりするときには、速やかに対応し、いじめの有無の確認を行う。 (いじめへの組織的対応の検討) ・いじめの事実が明らかになった場合、組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 (いじめられた児童生徒への支援) ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童生徒及びその保護者に対して継続的な支援を行う。 (いじめた児童生徒への指導) ・いじめた児童生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。